

「原発事故子ども・被災者支援法」の幅広い適用と  
具体的な施策の実施を求める意見書

平成24年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（原発事故子ども・被災者支援法）」が、衆議院本会議において全会一致で可決成立した。

本法律は、第1条で、本件事故により放出された放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことを、第2条第2項で、被災者が被災地に居住するか、避難するか、または避難した後帰還するかについて、被災者自身の自己決定権を認め、そのいずれを選択した場合であっても適切な支援を受けられることを、さらに第3条で、国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることを定めている。本法律の実施について、復興庁は昨年8月に施策を定めた「基本方針」を策定し、12月には「被災者に対する健康・生活支援施策パッケージ」を発表した。

しかし、当事者・関係者からは、法律の理念とかけ離れ、実効性に乏しいと指摘されているところである。

よって、政府においては、被災者の現状を真摯に受け止め、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1、国は、本法律の理念にのっとり、被災者当事者の声を反映させた被災者一人ひとりに寄り添う、すみやかに必要な支援及び法制上または財政上の措置を講ずること。
- 2、支援対象地域は、福島県全域及び福島県以外の追加被爆線量が、年間線量1ミリシーベルト以上となる地域を全指定すること。
- 3、子どもたちの宿泊移動教室や長期休暇時のリフレッシュ保養など、サポート事業を行っている自治体や団体への財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年 3月20日

静岡県牧之原市議会

宛先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
復興大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
環境大臣  
内閣府特命担当大臣